

## 議案第2号

目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
目黒区個人番号の利用に関する条例（平成27年9月目黒区条例第27号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「基づき、個人番号の利用」を「基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第4条 実施機関は、他の実施機関から個人番号利用事務で規則で定めるものを処理するために必要な特定個人情報で規則で定めるものの提供を求められたときは、当該他の実施機関に対し、当該事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報が記載された書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。